令和９年度 鹿児島県立川辺高等学校（第二次入学者選抜）募集要項

鹿児島県立川辺高等学校
〒897-0221
鹿児島県南九州市川辺町田部田4150番地
代表電話　0993(56)1151

１　募集枠

(1)　第二次入学者選抜は、第一次入学者選抜の合格者数が募集定員に満たない場合に実施するものとする。

(2)　募集枠は、第一次入学者選抜の合格者発表の当日（令和９年３月12日（金））に県教育委員会が発表する人数とする。

２　出願資格

第二次入学者選抜に出願できる者は、第一次入学者選抜のいずれかの出願資格を有し、かつ、次に掲げるいずれかに該当する者とする。ただし、私立高等学校に合格し、入学手続きをした者は出願できないものとする。

(1)　本県の公立高等学校を受検し、合格しなかった者。ただし、本校を第一次入学者選抜の一般入学者選抜（学力検査）で受検した者は出願できない。

(2)　本県公立高等学校に出願したが、病気や不慮の事故等により、学力検査を受検できなかった者

(3)　県外からの保護者の転勤等の理由により、本県の公立高等学校を志願する者

３　出願

(1)　**出願期間**

令和９年３月17日（水）から３月18日（木）正午（必着）までとする。

※　受付時間は、締切日を除き、平日の午前８時30分から午後４時30分まで

(2)　**出願手続等**

ア　入学志願者は、出身中学校長を経て、**入学願書（第二次入学者選抜用）**（本校が様式18に基づき作成したもの。以下、「第二次入学者選抜入学願書」という。）を出身中学校長を経て、本校校長へ提出しなければならいない。

イ　第二次入学者選抜入学願書には、**入学検定料の納付を確認できるもの**を添付又は貼付しなければならない。入学検定料（2,200円）の納付方法は、「令和９年度鹿児島県公立高等学校入学　者選抜実施要綱」（以下「入学者選抜実施要綱」という。）Ⅰ〔５〕５「出願手続等」(3)エのとおりとする。

なお、東日本大震災、熊本地震及び能登半島地震の被災地域の者は、入学検定料を免除する。

ウ　入学志願者で、上記２　出願資格　(2)又は(3)に該当する場合、その具体的内容を記載した意見書（任意の様式）を、第二次入学者選抜入学願書に添えて提出するものとする。

エ　特別な理由等により年間の欠席日数が30日以上の入学志願者については、**自己申告書**（様式20）を出身中学校長を経て、本校校長に提出することができる。なお、自己申告書は入学志願者及びその保護者が記入し、封をして封筒の表に中学校等名及び本人の氏名を記入して提出すること。

(4) **第二次入学者選抜入学願書等の提出**

ア　出身中学校長は、出願期間内に、**第二次入学者選抜入学願書・第二次入学者選抜受検票**（以下、「受検票」という。）、**第二次入学者選抜出願者総括表**　（様式２－３）、**調査書**（様式４－１）　を提出するものとする。

イ　**受検票**の写真貼付欄に写真を貼付する。貼付する写真は、正面向きで上半身無帽のものとし、大きさは縦４*cm*×横３*cm*とする。なお、写真は白黒、カラーのどちらでもよい。

ウ　郵送による出願は、返信用の定形封筒（長形３号12*cm* ×23.5*cm* の封筒に簡易書留料金と郵送料金を合わせた分の切手を貼り、郵便番号、宛名を明記する。）を添える。

エ　出身中学校長は、身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする受検者がいる場合は、第二次入学者選抜入学願書等の提出に併せて、その旨を本校校長に申し出るものとする。

(5) **第二次入学者選抜入学願書の受付**

第二次入学者選抜入学願書を受け付けた場合は、**受検票**を出身中学校長を経て、入学志願者に交付する。

4　選抜

(1) **選抜の方法**

選抜は、調査書の記録、本校で実施する面接及び作文、第一次入学者選抜における学力検査の結果等を総合的に勘案して実施する。

(2) **選抜の内容**

面接、作文については、志願者全員について行う。

ア　期　　日：**令和９年３月19日（金）**　午前９時　集合

※　実施要領については、当日説明する。

イ　会　　場：鹿児島県立川辺高等学校　会議室

ウ　注意事項：受検票の裏面の注意に従うこと。

(3) **合格者の発表**

令和９年３月23日（火）午後２時以後、本校において受検番号で発表する。

5　合格者の集合

合格者は、**令和９年３月23日（火）　午後３時**に保護者（又はその代理人）同伴で、本校会議室に集合すること。

6　その他

(1) 受検時は、必ず受検票を携行すること。

(2) 検査時刻に遅刻した場合は、本校事務室に届け出て指示を受けること。

(3) 上記のほか、不明な点については本校に照会すること。詳細については、「入学者選抜実施要綱」を参照すること。